

岡山県 リバウンド防止強化期間 2021. 6. 17

内容は、国との調整により、
今後若干の変更となる可能性があります。

緊急事態措置からの主な変更点

■ 県民への要請

緊急事態措置（5/16～6/20）	リバウンド防止強化期間（6/21～7/20）
○不要不急の外出・移動の自粛の要請 （法第45条第1項）	○外出は感染拡大前から5割削減の要請 ○感染拡大地域との往来は避け、移動後2週間は体調管理に気を付けるよう要請 （法第24条第9項）
-	○会食は家族や毎日顔を合わせている人たちと4人以下で2時間以内とするよう要請【新規】 （法第24条第9項）
-	○「マスクコード」の遵守の要請【新規】 （法第24条第9項）

■ 飲食店等への要請【重点強化区域（岡山市）】

緊急事態措置（5/16～6/20）	→ リバウンド防止強化期間（6/21～30）
○ 5時～20時までの営業時間短縮の要請 （法第45条第2項）	○ 5時～21時までの営業時間短縮の要請 （法第24条第9項）
○ 酒類を提供する飲食店は休業の要請 （法第45条第2項）	○ 酒類提供は11時～20時までの要請 （法第24条第9項）
○ カラオケ設備を提供する飲食店は休業の要請 （法第45条第2項）	○ 飲食を主として業としている店舗におけるカラオケ設備の利用自粛の要請 （法第24条第9項）

■ 飲食店等への要請【重点強化区域以外】

緊急事態措置（5/16～6/20）	→ リバウンド防止強化期間（6/21～7/20）
○ 5時～20時までの営業時間短縮の要請 （法第45条第2項）	○ 終了
○ 酒類を提供する飲食店は休業の要請 （法第45条第2項）	○ 終了
○ カラオケ設備を提供する飲食店は休業の要請 （法第45条第2項）	○ 飲食を主として業としている店舗におけるカラオケ設備の利用自粛の働きかけ

■ 飲食店等への要請【共通】

緊急事態措置（5/16～6/20）	→ リバウンド防止強化期間（6/21～7/20）
—	○ 新型コロナウイルス感染防止対策徹底宣言店チェックシート活用の働きかけ 【新規】

■ 施設等への要請【集客施設等】

緊急事態措置（5/16～6/20）	→ リバウンド防止強化期間（6/21～7/20）
○ 5時～20時までの営業時間短縮の要請 （法第24条第9項） ※床面積1,000㎡以下は働きかけ	○ 終了
○ カラオケ設備の利用自粛の働きかけ	○ カラオケ設備の利用自粛の働きかけ（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く）
○ 1万㎡超の集客施設等の管理者等及び利用者への働きかけ	○ 終了

■ 施設等への要請【イベント関連施設等】

緊急事態措置（5/16～6/20）	→ リバウンド防止強化期間（6/21～7/20）
○ 5時～20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は、21時までの営業時間短縮）の要請 （法第24条第9項）	○ 終了
○ 開催制限（人数上限5,000人、かつ収容率50%以内）の要請（法第24条第9項）	○ 開催制限（人数上限（5,000人又は収容定員50%以内（ただし、10,000人を上限）のいずれか大きい方）と収容率（大声なし100%以内、大声あり50%以内）でいずれか小さい方を限度）の要請 （法第24条第9項）
○ カラオケ設備の利用自粛の働きかけ	○ 同左【継続】

岡山県 リバウンド防止強化期間

- ① 期 間 6月21日(月)～7月20日(火)
(※重点強化区域の指定は6月30日まで)
- ② 区 域 岡山県全域
うち重点強化区域 岡山市※

● 県民の皆様へ

【特措法第24条第9項に基づく】

- 5つの「岡山ルール」及び「マスクコード」の遵守
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること（例：新型コロナウイルス感染防止対策徹底宣言店チェックシートを掲示している飲食店を利用するなど）
- 個食や黙食などの感染予防を徹底すること
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクの高い行動は行わないこと
- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底



© 岡山県「ももっち」

岡山県 リバウンド防止強化期間 5つの「岡山ルール」



© 岡山県「うらっち」

- ★ 外出は生活必需品の買い物も含めて感染拡大前から **5** 割削減を
- ★ 会食は、**4** 人以下2時間以内で家族や毎日顔を合わせている人たちと
- ★ 引き続き **3** 密回避を
- ★ 感染拡大地域との往来は避け、移動後 **2** 週間は体調管理に気を付けて
- ★ **1** 枚のマスクがあなたとあなたの大切な人を守る

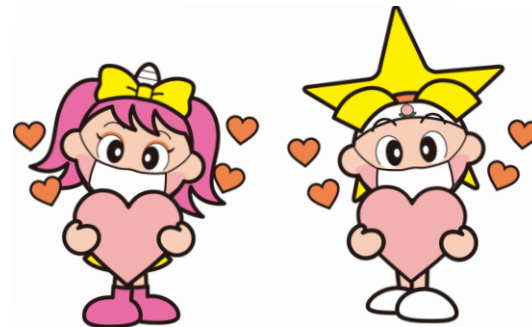
みんなで守って感染リスクを**0**に近づけよう！

※ 1 感染拡大前：コロナ禍前（2020年1月以前）

※ 2 感染拡大地域：緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域

思いやりのルール「マスクコード」

～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～



○ 話すときは「マスク快話」

休憩時間などにはつい気がゆるみがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○ 食事の際は「マスク快食」

野外での飲食も含め、マスクを外すのは飲食中だけに

ケース② 友人5人とその家族が集まり、マスクなしでバーベキューをして全員感染

○ おうちでマスク

県外と往来した家族がいる場合は2週間

ケース③ 感染拡大地域から大学生が帰省し、両親と祖父母の家族全員が感染

● 飲食店等への要請

重点強化区域（岡山市）

＜時短要請協力金対象＞

期間	令和3年6月21日（月）から6月30日（水）まで
対象施設	【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） 【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 結婚式場
実施内容	要請内容

（特措法第24条第9項に基づくもの）

- 営業時間の短縮（通常21時を超え営業している店舗は営業時間を5時～21時までに短縮、酒類の提供は11時～20時まで）
- 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛
- マスク快食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置
- 手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底
- 「もしサポ岡山」の活用
〔働きかけ〕
- 新型コロナウイルス感染防止対策徹底宣言店チェックシート（別紙のとおり）
活用の働きかけ

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（特措法第24条第9項に基づく）

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類の提供時間短縮及びカラオケ設備の利用自粛を要請

期間	令和3年6月21日（月）から7月20日（火）まで
対象施設	<p>【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く）</p> <p>【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】 結婚式場</p>
実施内容	<p>要請内容</p> <p>（特措法第24条第9項に基づくもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マスク快食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用 <p>〔働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合当該設備の利用自粛 ○新型コロナウイルス感染防止対策徹底宣言店チェックシート（別紙のとおり）活用の働きかけ

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（特措法第24条第9項に基づく）

● 施設等への要請

岡山県全域

＜時短要請協力金対象外＞

① 集客施設等

施設の種類	施設の例	要請内容
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	(特措法第24条第9項に基づく) <ul style="list-style-type: none">・ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none">・ 入場整理等の働きかけ・ カラオケ設備の利用自粛の働きかけ（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く）
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	
サービス業 （生活必需サービスを営む店舗を除く）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

② イベント関連施設等

施設の種類	施設の例	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	<p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守を徹底 ・人数上限（5,000人又は収容定員50%以内（ただし、10,000人を上限）のいずれか大きい方）と収容率要件（大声なし100%以内、大声あり50%以内）でいずれか小さい方を限度 <p>〔働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入場整理等の働きかけ ・カラオケ設備の利用自粛の働きかけ
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館、美術館等	

●県内でのイベントの開催について

【特措法第24条第9項に基づく】

- 県外から参加が見込まれるイベントを自粛すること
- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）を検討すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、会場での飲食制限を徹底すること
- イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」や「もしサポ岡山」の活用を周知すること
- 1,000人以上のイベントを開催する場合は、県へ事前相談すること
- チェックリストを活用して自己点検を徹底すること (<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>)

期 間	6月21日(月)～7月20日(火)
人数上限	5,000人又は収容定員50%以内（ただし、10,000人を上限） のいずれか大きい方
収容率	<u>大声なし 100%以内</u> クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等 <u>大声あり 50%以内</u> ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブにおけるイベント 等

※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

● 各団体等に特にお願いしたいこと【特措法第24条第9項に基づく】

＜事業者の皆様への協力要請＞ *実施状況を積極的に公表してください

- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減に努めること
- 出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること
- 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと
 - ・手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと
 - ・職員同士の距離を確保すること
 - ・事業場の換気を励行すること
 - ・複数人が触る箇所を消毒すること
 - ・発熱等の症状が見られる従業員の出勤を自粛すること
 - ・出張による従業員の移動を減らすためテレビ会議を活用すること
 - ・昼食での感染防止のため昼休み等の休憩時間に幅を持たせること
 - ・社員食堂などでの感染防止のため、座席数を減らす措置を行うこと
 - ・寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること
- 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること（業務上必要で、延期が困難なものやオンラインによる開催を除く）

＜学校への協力要請＞

- 学生・生徒・児童に「県民への協力要請」を周知すること
- 学生・生徒・児童の部活動、課外授業における感染リスクの高い活動は制限や自粛をすること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 発熱等の症状等がある学生等は登校や活動参加を控えること

●各団体等に特にお願いしたいこと【特措法第24条第9項に基づく】

<高齢者施設・医療施設等への協力要請>

- 地域の感染状況に応じて、高齢者施設等の従事者等への検査を頻回実施すること
- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- 面会は原則禁止することとし、オンラインなどを活用すること
- 職員の日々の健康管理を徹底すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと

<コロナ患者を受け入れていない医療機関への協力要請>

- 臨時転換型重症病床への医療従事者の出向について、可能な限り協力すること
- 隔離解除されたが引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れること
- コロナ患者の病床を整備すること

<コロナ患者を受け入れている医療機関への協力要請>

- 救急医療をできる限り維持した上で、中等症病床を可能な限り増床すること
- 重症病床を有する医療機関は重症病床を可能な限り増床すること